第4次香美市障害者計画
第7期香美市障害福祉計画
第3期香美市障害児福祉計画
（案）

令和6年3月（令和9年3月改定）

高知県香美市

※障害福祉計画・障害児福祉計画は令和9年3月改定

第3節　令和11年度の目標値（成果目標）の設定

国の基本指針では、障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」及び「障害児支援の提供体制の整備」等に関して、成果目標を設定することとされています。

本市では、国の基本指針に即し、第６期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、令和８年度（計画前期）を目標年度として、以下に掲げる項目について、それぞれ成果目標を設定します。

3－1　施設入所者の地域生活への移行

【国指針の主旨】

・令和７年度末時点の福祉施設の入所者数の６％以上が地域生活に移行。
・施設入所者数を令和７年度末時点の入所者数から５％以上削減。
・第７期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みの時は、その未達成割合を目標値に加える。

【本市における方針】

国の基本指針に従い、目標値を令和７年度末時点の福祉施設の入所者数の６％以上が地域生活に移行及び令和 11 年度末時点の入所者数を令和７年度末時点の入所者数から５％以上削減を前提とし、目標値は以下のとおりとします。

地域生活への移行については、令和５年度から令和７年度の３年間で次の理由による地域生活への移行がありました。事故や脳出血等による入院後、施設入所となり、リハビリ等で回復し、グループホームや一人暮らしに復帰したケースや、両親が高齢となり親元を離れて自立すべく、施設入所となりグループホームでの生活を考えられる状態となったためグループホームへ移行したケースです。これにより３年間で計３人の地域移行が行われました。令和７年度末時点での施設入所者は 45 名であり、今後３年間における地域生活への移行の目標値を３人（6.7%）とします。

施設入所者数については、令和５年度から令和７年度の３年間で 52 名から 45 名へと７名減少しております。死亡者や長期入院、療養介護となり施設から病院へ移行された者も含まれるため地域生活への移行者より多くなっています。このペースで減少する場合、施設入所者は 10%ほど削減が見込まれますが、令和８年４月から８月までの間に２名増加していることも鑑み、今後３年間における施設入所者数の減少の目標値は３人（6.7%）とします。

本市においては、福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けて、個別事例ごとにきめ細やかな対応策を検討していきます。特に日中サービス支援型指定共同生活援助を活用することにより、地域生活への移行を促進していきます。また、地域生活への移行後の障害のある方の社会参加や自立を促進するため、地域生活支援拠点等の整備を進めることで、安心して地域生活を送れるよう、地域での受け入れ体制の充実を図ります。

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
令和５年度から令和７年度までの 地域生活移行者	３人	
令和５年度から令和７年度までの 施設入所者の減少数	７人	
令和７年度末時点の施設入所者数	45 人	
【目標値】 地域生活移行者数	３人 （6.7%）	
【目標値】 施設入所者数の削減見込み	３人 （6.7%）	

3−2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針の主旨】

・精神障害のある方の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 319.3 日以上。

【本市における方針】

長期入院をされている精神障害のある方の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者だけでなく、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できるインクルーシブ（包括的）な社会を構築していく必要があります。

本市においては、地域移行支援を活用し、地域移行を進めると同時に退院後も継続して支援する自立生活援助事業所の整備に取り組んでいきます。

さらに、社会福祉法第１０６条の３に定める包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）を進めていきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
令和５年度から令和７年度までの 精神障害のある方の地域移行支援利用者数	２人	令和４年度実績では利用者なしであったが、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いたため増加したと思われる。
【目標値】 令和 11 年度における 精神障害のある方の地域移行支援利用者数	２人	精神科病院からの退院にあたり、地域移行支援を利用する方の見込み数

3−3 福祉施設から一般就労への移行 等

【国指針の主旨】

・一般就労に移行する人数を令和６年度の移行実績の 1.31 倍以上とする。

・就労定着支援事業の利用者数については、令和６年度の 1.47 倍以上とする。

・第７期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みのときは、その未達成割合を目標値に加える。

【本市における方針】

本市における目標値については、令和 11 年度の一般就労への移行者数を２人、令和 11 年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を１人としました。

なお、福祉施設から一般就労への移行については、ハローワークや障害者就業・生活支援センター及び就労系事業所などと連携し、一般就労に向けた取組を支援していきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
令和６年度中の年間一般就労移行者数	１人	
【目標値】 令和 11 年度中の年間一般就労移行者数	２人	
令和６年度中の就労定着支援事業の利用者数	１人	
【目標値】 令和 11 年度中の就労定着支援事業の利用者数	２人	

3−4 障害のある児童に対する支援の提供体制の整備 等

【国指針の主旨】

・障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進のための協議の場の設置
・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置
・障害児等への搬送的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保
・重度心身障害児を支援する事業所又は重度心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保

【本市における方針及び成果目標】

障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための協議の場として、自立支援協議会内に子ども支援部会を設置し、課題の検討を重ねています。また、医療的ケアが必要な児童やその家族を地域で支えることができるよう、広域での協議の場を令和３年 12 月に設置しており、医療的ケア児等に関するコーディネーターの参加の下、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を図っています。

障害のある児童が在籍する保育所等を支援員が訪問し、障害のある児童が集団生活に適応することができるよう、保育士等に本人の特性や支援方法等の専門的な指導を行う「保育所等訪問支援事業所」は、市内に１か所、中央東圏域に３か所整備されており、サービスの利用が進んでいます。

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
【目標値】 障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制整備	整備済	自立支援協議会内の子ども支援部会を位置づけ。
【目標値】 医療的ケア児のための保健・医療・障害福祉・教育等の関係機関の協議の場	設置済	自立支援協議会内の子ども支援部会を位置づけ。
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーター数	１人	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者が配置されている。

3−5 地域生活支援拠点等の整備

【国指針の主旨】

・各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証。検討を行うこと

・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

【本市における方針】

国の基本指針では、障害のある方の高齢化、重度化等の対応や“親亡き後”を見据え、障害のある方が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指して、障害のある方の生活を地域社会で支えるサービス提供体制を構築していくことを目的として、各市町村または各圏域において地域生活支援拠点を少なくとも１か所確保します。コーディネーターの配置については関係機関と協議し、配置について検討します。

強度行動障害については今回の計画より都道府県や政令市の目標として強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備が追加されたことから、今後実施される高知県の取り組み方針を参考に、障害者における施策を検討していきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
【目標値】 地域生活支援拠点設置数	１か所	香美市内での整備を検討

3−6 相談支援体制の充実･強化等

【国指針の主旨】

・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。

【本市における方針及び成果目標】

令和９年２月現在、本市に指定特定相談支援事業所は７事業所、指定障害児相談支援事業所は６事業所、一般相談支援事業所は１事業所、基幹相談支援センターは１事業所が設置されています。

今後は、香美市障害者自立支援協議会における相談支援部会において、市内の相談業務を担う事業所との情報共有と地域課題の洗い出しに取り組んで行きます。

地域課題の解決にあたっては、各専門部会にて協議を重ねていきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
【目標値】 基幹相談支援センター	整備済	令和６年度中に設置
【目標値】 令和 11 年度における基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への専門的な指導・助言回数	20 回	令和７年度実績 25 回
【目標値】 令和 11 年度における基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への人材育成への取組回数	10 回	令和７年度実績 16 回
【目標値】 令和 11 年度における基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証回数	４回	令和７年度実績０回
【目標値】 専門部会の設置	整備済	令和７年度末時点で以下の専門部会を設置済み ・相談支援部会 ・就労支援部会 ・こども支援部会
【目標値】 専門部会の実施回数 ・相談支援部会 ・就労支援部会 ・こども支援部会	 12 回／年 ３回／年 ２回／年	
【目標値】 のぞまないセルフプランの件数	０件	令和７年度末時点０件

3−7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国指針の主旨】

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【本市における方針及び成果目標】

障害福祉サービス等の利用者へ必要としているサービス等を適切に提供するため、障害福祉サービス等に係る研修へ市職員を参加させます。

また、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制に引き続き取り組んでいきます。

高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査へ参加することで適正なサービスの提供に努めていきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考 （本市における考え方）
令和７年度市職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加	４人	延べ人数
【目標値】 市職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加	４人	延べ人数
請求システム等から分析される情報を活用し、事業所と共有する体制の有無	整備済	相談支援部会等の自立支援協議会
【目標値】 請求システム等から分析される情報を活用し、事業所と共有する体制の有無	整備済	相談支援部会等の自立支援協議会
令和７年度の高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査への参加	０回	
【目標値】 令和 11 年度の高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査への参加	１回	

第4節　障害福祉サービス等の見込量及び提供体制確保のための方策

障害福祉サービス等について、利用実績と今後の本市の障害のある方（児童）が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえ見込量を設定します。

4－1　介護給付・訓練等給付

（1）介護給付・訓練等給付の概要

※このほか、サービスを受けるためには要件があります。

	サービス名	サービスの内容	対象者
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分１以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または重度の知的障害のある方もしくは精神障害により著しい困難を有する方であって、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害支援区分４以上
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方。
	行動援護	自己判断が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害支援区分３以上
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分６
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する方が病気などのときに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分１以上
	療養介護	医療を必要とする方のうち、常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	医療及び常時介護を必要とする障害のある方のうち、長期の入院による医療的ケアを要する方で、ＡＬＳ患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分６、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害のある方で障害支援区分５以上の方。

	サービス名	サービスの内容	対象者
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	障害支援区分３以上 （50 歳以上は区分２以上）
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分４以上 （50 歳以上は区分３以上）
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練）	身体障害のある方を対象として、病院を退院もしくは特別支援学校を卒業した後、地域生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の維持向上等のために必要な訓練を行います。（標準利用期間１年６月間）	自立した日常・社会生活を営むことができるよう身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練等が必要な身体障害のある方。
	自立訓練 （生活訓練）	知的障害や精神障害のある方を対象として、病院や施設を退院、退所したり、特別支援学校を卒業した後、地域生活を営むことができるよう、生活能力の維持向上等のために必要な訓練を行います。（標準利用期間２年間）	自立した日常・社会生活を営むことができるよう生活能力の維持・向上等のために支援・訓練等が必要な知的障害または精神障害のある方。
	就労継続支援 （Ａ型=雇用型）	一般企業等での就労が困難な場合に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である 65 歳未満の障害のある方。
	就労継続支援 （Ｂ型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な場合に、雇用契約に基づかないで就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方で、次のいずれかに該当する方。 １．就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な方。２．就労移行支援事業を利用した結果、Ｂ型事業の利用が適当と判断された方。３．上記１、２に該当せず、50 歳に達している方または障害基礎年金１級を受給している方。
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。	障害のある方で、生活を送るのにサポートが必要な方。
	自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	施設入所やグループホーム等を利用していた障害のある方で、一人暮らしへ移行した方。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（標準利用期間２年間）	就労を希望する 65 歳未満の障害のある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。

	サービス名	サービスの内容	対象者
訓練等給付	就労定着支援	企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援の利用を経て、一般就労に移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている方。
	就労選択支援【新規】	障害のある方の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある方の就労を支援します。	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある方（就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む）。

（２）介護給付・訓練等給付の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第７期障害福祉計画（前期） 令和６年度	令和７年度	令和８年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和９年度	令和10年度	令和11年度
介護給付	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間／月	見込値	641.5	641.5	641.5	750	750	750
			実績値	786.5	698.8				
		人／月	見込値	22	22	22	30	30	30
			実績値	26	28				
	短期入所（ショートステイ）	人日／月	見込値	53	58	63	100	100	100
			実績値	60	101				
		人／月	見込値	12	13	14	15	15	15
			実績値	9	9				
	療養介護	人/月	見込値	10	10	10	10	10	10
			実績値	12	8				
	生活介護	人日／月	見込値	1,874	1,897	1,943	1,874	1,897	1,943
			実績値	1,584	1,497				
		人／月	見込値	94	95	97	80	80	80
			実績値	82	77				
	施設入所支援	人／月	見込値	52	51	52	45	45	45
			実績値	45	45				
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	人日／月	見込値	22	22	22	23	23	23
			実績値	0	23				
		人／月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	0	1				

No.	サービス名	単位		第７期障害福祉計画（前期） 令和６年度	令和７年度	令和８年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和９年度	令和10年度	令和11年度
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	人日／月	見込値	66	66	32	40	40	40
			実績値	40	23				
		人／月	見込値	4	4	2	2	2	2
			実績値	2	1				
	うち精神障害のある方の利用	人／月	見込値	4	4	2	2	2	2
			実績値						
	就労継続支援（Ａ型=雇用型）	人日／月	見込値	394	394	407	475	475	475
			実績値	461	476				
		人／月	見込値	20	20	21	25	25	25
			実績値	24	24				
	就労継続支援（Ｂ型=非雇用型）	人日／月	見込値	760	776	792	900	900	900
			実績値	857	963				
		人／月	見込値	46	47	48	60	60	60
			実績値	53	59				
	共同生活援助（グループホーム）	人／月	見込値	67	68	69	70	70	70
			実績値	71	68				
	うち精神障害のある方の利用	人／月	見込値	20	20	20	20	20	20
			実績値						
	自立生活援助	人／月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0				
	うち精神障害のある方の利用	人／月	見込値	0	0	1	0	0	0
			実績値						
	就労移行支援	人日／月	見込値	40	40	40	40	40	40
			実績値	21	0				
		人／月	見込値	2	2	2	2	2	2
			実績値	1	0				
	就労定着支援	人／月	見込値	1	1	2	2	2	2
			実績値	1	1				
	就労選択支援【新規】	人／月	見込値		1	1		5	5
			実績値		1				

※1）実績値は年度末時点。

※2）人日とは、「月間利用人数」×「１人の１か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

（３）介護給付・訓練等の給付提供体制確保のための方策

障害のある方のニーズに合わせて、地域生活支援事業との併用も行いながらサービスの提供を行います。特別支援学校等への情報提供などサービスの周知に努めるとともに、在宅の障害のある方だけでなく病院を退院した障害のある方が地域で生活できるように、関係機関と連携しながら事業を推進していきます。

また、社会資源が不足していることから、近隣自治体とも情報交換を行いながら、サービス提供体制の確保に努めます。

4−2 相談支援事業

（１）相談支援事業の概要

No.	サービス名	サービスの内容
1	計画相談支援	障害福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。
2	地域移行支援	施設や病院に長期入所（入院）していた障害のある方が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援するサービスです。
3	地域定着支援	居宅で一人暮らししている障害のある方に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うサービスです。

（２）相談支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第７期障害福祉計画（前期） 令和６年度	令和７年度	令和８年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和９年度	令和10年度	令和11年度
1	計画相談支援	人／月	見込値	46	46	46	70	70	70
			実績値	62	66				
2	地域移行支援	人／月	見込値	1	1	2	2	2	2
			実績値	1	0				
	うち精神障害のある方の利用	人／月	見込値	1	1	2	1	1	1
			実績値	0	0				
3	地域定着支援	人／月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	0	0				
	うち精神障害のある方の利用	人／月	見込値				1	1	1
			実績値	0	0				

※1）実績値は年度末時点。

（３）相談支援事業の見込量確保のための方策

「計画相談支援」においては、すべてのサービス利用者が利用できるよう、体制整備に努めます。また、事業所間の情報交換の場を持ち、質の確保に努めます。

「地域移行支援」においては、地域生活への移行推進に向けて、指定一般相談支援事業者を中心に、病院や施設関係者等と連携を図ります。

「地域定着支援」においては、現在サービスの利用実績がなく、今後も見込みはありませんが、利用希望があった場合には、指定一般相談支援事業者を中心とした関係機関との連携を図り、地域定着を推進します。また、自立生活援助（訓練等給付）を活用し、地域移行後も継続して支援できる仕組みを検討していきます。

4−3 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象者によって、育成医療、更生医療、精神通院医療があります。

今後もニーズに応じながら、適正に給付等を行います。

4−4 補装具

身体上の障害を補い、生活を行いやすくするための車椅子、装具、補聴器等の用具を給付するサービスです。

今後もニーズに応じながら、適正に給付等を行います。

4−5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業です。今後もサービス内容の周知に努めます。また、ニーズの把握に努め、予算を確保しながら、必要に応じて事業を実施していきます。

（1）地域生活支援事業の概要

※このほか、サービスを受けるためには要件があります。

No.	サービス名	サービスの内容
1	理解促進研修・啓発事業	障害のある方等が日常･社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある方等の理解を深めるための研修･啓発を行います。
2	自発的活動支援事業	障害のある方等が自立した日常･社会生活を営むことができるよう、障害のある方等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
3	相談支援事業	障害のある方やその家族などからの相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言などを行います。 ＜事業の内訳＞ （1）基幹相談支援センター等機能強化事業 （2）住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
4	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害または精神障害のある方に対し、成年後見制度の利用を支援します。
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。
6	意思疎通支援事業	日常生活でコミュニケーションや情報の取得に関して支障のある聴覚、音声機能、言語機能の障害のある方に無料で手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

No.	サービス名	サービスの内容
7	日常生活用具給付等事業	在宅で生活している障害のある方に、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。 ＜事業の内訳＞ 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費） ＜用具の種類＞ 特殊寝台・入浴補助用具・特殊便器・ストマ用装具・頭部保護帽など
8	手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能または音声機能の障害のため意思疎通を図ることに障害のある方等に対して社会参加を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行います。
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に、円滑に外出ができるように移動支援を行います。
10	地域活動支援センター	障害のある方に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。
11	福祉ホーム	現に住居を求めている障害のある方につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害のある方の地域生活を支援します。
12	日中一時支援	障害のある方の日中活動の場を提供し、介護している家族の一時的な休息の確保等に利用できます。（日常生活支援）
13	声の広報等発行	文字による情報の入手が困難な視覚障害のある方に、市広報誌を音声訳した声の広報「香美」を毎月発行します。（社会参加支援）
14	自動車運転免許取得･改造助成	身体障害や知的障害のある方の自動車運転免許の取得や、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう援助します。（社会参加支援）
15	障害者虐待防止対策支援事業	障害のある方への虐待防止や虐待を受けた方に対する支援を図り、また、強度行動障害を有する方に対して適切な支援を行う職員の人材育成を行うことを目的として研修を実施します。

（２）地域生活支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第７期障害福祉計画（前期） 令和６年度	第７期障害福祉計画（前期） 令和７年度	第７期障害福祉計画（前期） 令和８年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和９年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和10年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和11年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有				
2	自発的活動支援事業	実施の有無	見込値	無	無	無	無	無	無
			実績値	無	無				
3	相談支援事業	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1				
4	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	2	2				
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	無	無				
6	意思疎通支援事業	実人数／年	見込値	5	5	5	3	3	3
			実績値	2	1				

７　日常生活用具給付等事業

No.	サービス名	単位		第７期障害福祉計画（前期） 令和６年度	第７期障害福祉計画（前期） 令和７年度	第７期障害福祉計画（前期） 令和８年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和９年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和10年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和11年度
①	介護・訓練支援用具	件／年	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1				
②	自立生活支援用具	件／年	見込値	2	2	2	5	5	5
			実績値	2	14				
③	在宅療養等支援用具	件／年	見込値	3	3	3	3	3	3
			実績値	5	3				
④	情報・意思疎通支援用具	件／年	見込値	6	6	6	3	3	3
			実績値	3	1				
⑤	排泄管理支援用具	件／年	見込値	820	830	840	850	850	850
			実績値	901	856				
⑥	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	0	0				

				第７期障害福祉計画（前期）			第７期障害福祉計画（後期）		
No.	事業名	単位		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
8	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	見込値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施				
9	移動支援事業	延時間／年	見込値	300	350	400	200	200	200
			実績値	149	151				
		実人数／年	見込値	8	9	10	5	5	5
			実績値	5	5				
10	地域活動支援センター	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1				
		実人数／年	見込値	32	34	36	70	70	70
			実績値	47	60				
11	福祉ホーム	月数／年	見込値	12	12	12	12	12	12
			実績値	12	12				
		実人数／年	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1				
12	日中一時支援	箇所	見込値	6	7	8	6	7	8
			実績値	4	4				
		実人数／年	見込値	7	8	9	7	8	9
			実績値	2	2				
13	声の広報等発行	実人数／年	見込値	4	4	4	5	5	5
			実績値	4	4				
14	自動車運転免許取得･改造助成	実人数／年	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	3	1				
15	障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	見込値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施				

※1）実績値は年度末時点だが、令和５年度のみ見込量を掲載。

（３）地域生活支援事業の提供体制確保のための方策

今後も、サービスの周知とニーズの把握に努め、予算を確保しながら、必要に応じて事業を実施していきます。

「相談支援事業」については、令和６年度に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談体制の強化に努めていきます。

「成年後見制度法人後見支援事業」については、成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業については近隣自治体の状況を注視し、県からの助言を受けながら広域での実施も含め検討します。

「日常生活用具給付等事業」については、医療の高度化により、医療行為の必要な障害のある方が在宅生活を送ることが多くなってきていることから、今後も利用希望者の増加が予想されます。サービス内容を周知し、必要に応じて対応していきます。

「手話奉仕員養成研修事業」については、「ふれあい手話教室」や香南市と合同実施する「手話奉仕員養成講座」を実施し、手話の普及に努めていきます。

「地域活動支援センター」については、障害のある方の社会参加の第一歩を踏み出す場として体制を整え、利用促進に努めます。令和６年度からの６年間では、課題となっている通所支援（送迎など）や就労に向けての取組を強化していきます。

「声の広報等発行」については、利用者の拡大に向けて周知をしていきます。

4−6 障害児通所支援

（1）障害児通所支援の概要

※このほか、サービスを受けるためには要件があります。

No.	サービス名	サービスの内容
1	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
2	医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
3	放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
4	保育所等訪問支援	障害のある児童が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
5	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある児童で外出することが困難な障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のための訓練等を行います。

（2）障害児通所支援の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第７期障害福祉計画（前期） 令和６年度	令和７年度	令和８年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和９年度	令和10年度	令和11年度
1	児童発達支援	人日／月	見込値	82	86	102	230	230	230
			実績値	179	210				
		人／月	見込値	11	12	15	25	25	25
			実績値	23	26				
2	医療型児童発達支援	人日／月	見込値	6	6	6	6	6	6
			実績値	4	6				
		人／月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	3				
3	放課後等デイサービス	人日／月	見込値	739	789	800	900	950	1000
			実績値	771	824				
		人／月	見込値	55	60	65	70	75	80
			実績値	56	56				
4	保育所等訪問支援	人日／月	見込値	39	43	47	80	85	90
			実績値	57	77				
		人／月	見込値	24	26	28	40	42	45
			実績値	33	49				

No.	サービス名	単位		第７期障害福祉計画（前期） 令和６年度	令和７年度	令和８年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和９年度	令和10年度	令和11年度
5	居宅訪問型児童発達支援	人日／月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0				
		人／月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0				

※1）実績値は年度末時点。

※2）人日とは、「月間利用人数」×「１人の１か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

（３）障害児通所支援の提供体制確保のための方策

「児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」については、ニーズはあるが社会資源も少なく利用者数・利用量ともに横ばいになると考えられます。

「医療型児童発達支援」については、利用実績から利用者・利用量を見込んでいます。

また、利用希望があった場合にはサービス提供の確保に努めます。

「放課後等デイサービス」については、ニーズが高く、利用者・利用量の増加を見込んでいます。

「居宅訪問型児童発達支援」については、社会資源の整備が遅れることが予想されるため、利用が難しいと考えられます。

各サービスとも、サービス提供事業所や相談支援事業所との連携を図り、サービス見込み量の確保に努めるとともに、教育・保育等の関係機関との連携により、障害のある児童やその家族に対して、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した効果的な支援を提供するために必要な実施体制の整備に努めます。

4−7 障害児相談支援

（１）障害児相談支援の概要

No.	サービス名	サービスの内容
1	障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

（２）障害児相談支援の見込量

No.	サービス名	単位		第７期障害福祉計画（前期） 令和６年度	令和７年度	令和８年度	第７期障害福祉計画（後期） 令和９年度	令和10年度	令和11年度
1	障害児相談支援	人／月	見込値	25	26	27	60	65	70
			実績値	45	53				

※1）実績値は年度末時点。

（３）障害児相談支援の見込量確保のための方策

「障害児相談支援」については、年々利用者が増えており、今後も増えていくことが見込まれることから、今後もすべてのサービス利用者が利用できるように体制を整えます。また、事業所間の情報交換の場を持ち、質の確保に努めます。

（４）発達障害（児）者に関する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを通じて、発達障害（児）者及びその家族等に対する支援体制を整備していきます。

第４次香美市障害者計画
第７期香美市障害福祉計画
第３期香美市障害児福祉計画

発行日：令和６年３月（障害福祉計画・障害児福祉計画は令和９年３月改定）
発行：高知県香美市
編集：香美市福祉事務所
〒782－8501
高知県香美市土佐山田町宝町１丁目２番１号
電　話　：0887－53－3117
ＦＡＸ　：0887－53－1094
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.city.kami.kochi.jp/